

人口減少・労働力不足に雇用許可制で就労する外国人労働者を対象に、年収、語学力、技能などの項目を点数化し、一定以上に達した場合、「熟練技能人材」

## アジアの受け入れ競争合国の動き

### 技能実習制度見直し(4)

と設定していたが、先日韓国政府から、年度途中にこの枠を3万人に拡大する方針が発表された。さらに今年下半期には、新たに「準熟練人材」の受け入れ、中ト新設を予定しており、中熟練外国人労働者の育成・定着に向け本腰で取り組み出している。



加藤 真(かとう・まこと) 政策研究事業本部経済政策部 主任研究員

事業所規模別に定められる低熟練外国人労働者の受け入れ枠の拡大を決定した。外国人労働者が移住先を決定する要因の一つは得られる賃金であるが、日本の優位性は失われている。国の豊かな指標として国民1人あたりGDPをみると、22年は日本、韓国、台湾とも約3万3千ドルで差がない(国際通貨基金)。また、昨年の低熟練外国人労働者の平均月収は、日本の技能実習生が21・2万円であるのに対して、韓国は27・2万円で日本より高い。台湾は14・2万円で日本

を設定したうえで、原則3年以上で、低熟練外国人労働者を受け入れる雇用許可制を運用しており、今年年間受け入れ枠は過去最大に匹敵する11万人としている。2017年以降は、

「ザ」へ切り替えを認め、家族帯同や永住申請ができる制度を運用している。この制度の今年の受け入れ枠は、過去最大の5千人

労働者のうち賃金および技能要件をクリアした人を中技能労働者として引き続き台湾に在留することを認めている。この制度は、韓国同

様、家族帯同や永住申請が可能となっており、今年6月時点で約1万人が承認を受けている。台湾政府はこれを30年までに、現在の外国人労働者の約1割強にあたる8万人とする目標を掲げている。さらに今年6月、

を上回るペースで賃金上昇が続いている(各国公的機関調査)。こうした受け入れ競争合国の状況を踏まえると、受け入れ企業側が提供する賃金水準を高めるとともに、中長期的な処遇・キャリアの見通しを示すことが不可欠である。また、帰国する場合にも母国で有利となるスキルや経験を提示することが望ましい。さらに、技能実習制度に代わる新制度では、受け入れ環境の向上に努力する企業や、適正な受け入れ・支援を行っている仲介機関を、外国人労働者が見つけやすくする制度設計にすることが求められる。

(毎週木曜日に掲載)

